

行政組織の見直しに伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

野田市長 鈴木 有

## 野田市訓令第3号

行政組織の見直しに伴う関係訓令の整備に関する訓令

(野田市例規審査会設置規程の一部改正)

第1条 野田市例規審査会設置規程(昭和38年野田市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号及び第3項中「総務課長」を「総務課法務室長」に改める。

第8条中「総務課」を「総務課法務室」に改める。

(野田市事務決裁規程の一部改正)

第2条 野田市事務決裁規程(昭和45年野田市訓令第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「第4条の2」を「第4条の2第1項」に改め、同条中第9号を第10号とし、同条第8号中「第4条の2」を「第4条の2第1項」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号の次に次の1号を加える。

(8) 課内室長 野田市行政組織規則第4条の2第2項の規定による課に置く室(以下「課内室」という。)の長をいう。

第4条に次の1項を加える。

8 前項の規定は、課内室を置く場合の代決について準用する。

第10条(見出しを含む。)中「及びPR推進室長」を「、PR推進室長及び課内室長」に改め、同条に次の2号を加える。

(8) 課内室長の共通の専決事項 別表第6の3

(9) 各課内室長の専決事項 別表第6の4

別表第3共通事項の項中「課長」の次に「、課内室長」を加える。

別表第4管財課の項中

「

市有財産の管理計画及び保険契約に関すること。

」を削り、

」

同表営繕課の項の次に次のように加える。

公共施設管理課	市有財産の管理計画及び保険契約に関すること。
---------	------------------------

別表第4 スポーツ推進課の項中「文化・スポーツ推進奨励金」を「奨励金」に改める。

別表第5に備考として次のように加える。

備考 課長専決事項のうち、課内室長を置く場合にあつては、別表第6の3に定める課内室長の専決事項を除く。

別表第6 総務課の項中

「	法規文書及び重要文書の審査に関すること。	を削り、
」		

同表管財課の項中

「	市有財産の取得及び処分決定による権利の保存に関する こと。	を
	市有財産の移転、変更及び消滅等の登録に関すること。	
	市有財産の管理保全に関する定例的なものに関すること。	
」		

「	庁舎施設の運用に関すること。	に改め、
」		

同表営繕課の項中

「		を	
	<table border="1"> <tr> <td>営繕課</td> <td>庁舎施設の運用に関すること。</td> </tr> </table>		営繕課
営繕課	庁舎施設の運用に関すること。		
」			

「

公共 施設 管理 課	市有財産の取得及び処分決定による権利の保存に関する こと。 市有財産の移転、変更及び消滅等の登録に関する こと。 市有財産の管理保全に関する定例的なものに関する こと。
---------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------

に

」

改める。

別表6の2の次に次の2表を加える。

別表第6の3（第10条第8号）

課内室長の専決事項

所属職員の事務分担に関すること。  
所属職員の遅刻、早退、欠勤、休暇（介護休暇及び介護時間を除く。）等の承認、勤務を要しない日の振替え及び半日勤務時間の割振り変更並びに代休日の指定に関すること。  
所属職員の宿泊を伴わない出張命令に関すること（6級の職員を除く。）  
所属職員の時間外勤務に関すること。  
軽易なものの調査、報告、進達及び副申その他これに類するものに関すること。  
軽易なものの指令、通知、照会、回答及び督促に関すること。  
公簿による諸証明、閲覧及び登記事項証明書等の交付に関すること。  
公簿及びこれに基づく諸帳票の作成並びに記載の確認に関すること。  
主掌業務にかかわる事務所、施設等の管理運営に関すること。  
主掌業務にかかわる事務所、施設等の一般的な使用許可に関すること。  
定例若しくは軽易な出版物等の刊行及び配付に関すること。  
所属課内室の物品の管守に関すること。  
主掌事務にかかわる関係機関、団体等との連絡協調に関する定例的な事項に関すること。  
特に指定されたもの以外の日誌、記録の検閲に関すること。  
登記事項証明書の交付請求並びに地図等の交付請求及び閲覧請求に関すること。  
事務処理上必要な資料の収集に関すること。  
定例的、かつ、疑義又は裁量の余地のない事項の処理に関すること。  
その他軽易又は定例の事務処理で前各項に準ずる行為に関すること。

別表第6の4（第10条第9号）

課内室別	専決事項
法務室	例規の審査に関すること。

別表第9の備考の3中「PR推進室長」の次に「、課内室長」を加える。

(野田市清掃施設建設に伴う環境整備等連絡調整会議設置規程の一部改正)

第3条 野田市清掃施設建設に伴う環境整備等連絡調整会議設置規程(昭和56年野田市訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中第12号を第13号とし、第5号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 公共施設管理課長

(野田市住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ組織規程の一部改正)

第4条 野田市住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ組織規程(平成14年野田市訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第3号から第5号までを次のように改める。

(3) 人事課長

(4) 行政管理課長

(5) 管財課長

(野田市情報セキュリティ委員会設置規程の一部改正)

第5条 野田市情報セキュリティ委員会設置規程(平成16年野田市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「総務課長」を「総務課長 総務課法務室長」に、「営繕課長」を「管財課長」に改める。

(野田市福祉事務所処務規程の一部改正)

第6条 野田市福祉事務所処務規程(平成22年野田市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

「  
第2条第1項の表生活支援課の項中 

保護一係 保護二係
-----------

 を  
」

「  

保護係
-----

 に改める。  
」

(野田市職員人事評価実施規程の一部改正)

第7条 野田市職員人事評価実施規程（平成25年野田市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1職務の級が6級、5級及び4級の職員並びに3級の職員であって評価基準日において満33歳以上の者（室に勤務する職員、技能職員及び労務職員を除く。）の項中「課長」の次に「（野田市行政組織規則（昭和54年野田市規則第25号）第4条の2第2項の規定による課に置く室にあつては、課内室長）」を加え、同表職務の級が3級の職員であって評価基準日において満33歳未満の者並びに職務の級が2級及び1級の職員並びに技能職員及び労務職員（室に勤務する職員を除く。）並びに地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の項中「課長」の次に「（野田市行政組織規則第4条の2第2項の規定による課に置く室にあつては、課内室長）」を加える。

別表第2職務の級が6級、5級及び4級の職員の項中「課長」の次に「（野田市行政組織規則第4条の2第2項の規定による課に置く室にあつては、課内室長）」を加える。

（野田市行政文書管理規程の一部改正）

第8条 野田市行政文書管理規程（令和6年野田市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表総務部の項中

「

総務課	野総総	を
-----	-----	---

」

「

総務課	野総総	に、
総務課法務室	野総総（法）	

」

「

営繕課	野総営	を
-----	-----	---

」



「

営繕課

公共施設管理課

野総営

野総公

に改める。

」

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。